

1、商工労働行政について

①「小規模事業者の振興について

質問（土屋とものり）

商工労働行政について、小規模事業者の振興について質問します。

現在の市内の景気状況について、市長は、3 月議会冒頭の総体説明で「市内企業の景況感も全体的に悪化しておりさらなる地域活性化策が望まれる」との認識を示されました。

市全体で、約 8 割を占めている、従業員 10 人以下の、小規模事業所が、元気に商売をすることこそが、雇用を維持し、地域を活性化させ、市税収入の安定確保にもつながります。

小規模事業所の団体である福山民商は、先般、「中小業者アンケート」を実施しました。

この調査は、市内で活動する、建設業や販売業、製造業など、4 人以下の小規模事業者を中心に、無作為に抽出して直接、生の声を聞いたものです。

その結果、多かった要望は、「事業継承に関する支援策を求める」事でした。

「事業や店を引き継いでいくために必要なこと」との問いに対し、

「後継者の養成期間中の賃金などの補助」が、５３％。

「個人事業主の相続時の税の免除や軽減」が４５％、「技術やノウハウを継承するための支援体制の強化」が３５％との回答でした。

また、「公的制度としてあったら良いものは？」との問いに対して、「税の免除・軽減」が８５％を占めていました。

このことから、事業継承について、多くの課題を抱えていることが、伺えます。

小規模事業者にとって、最大の財産は、そこで働く人々です。

若者や後継者が、実際に仕事を覚えるまでには、時間がかかりますが、雇用を継続し、事業継承している経営者への支援の拡充が必要です。

小規模事業者の「事業継承」について、認識をお示し下さい。

また、本市は、ものづくり技術継承事業などを行っています。

これらの事業は重要ですが、小規模事業者が、円滑に事業を継承するために、さらなる制度の拡充が必要です。

各分野の優れた技能者や職人の認定制度、報奨金制度の整備など、優れた技術が次世代に継承できるための支援策、小規模事業者が事

業者用資産を相続した場合に、一定期間の事業継承を条件に、相続税や固定資産税の減免を行うことを求めます。

ご所見をお示し下さい。

2014年に制定された、小規模企業振興基本法の基本理念は、「小規模事業者の事業継続」そのものが評価されています。

市は、新年度から、「備後地域の産業支援の新たな拠点」として、「売り上げ向上や創業支援」に重点を置いた、「相談支援事業に取り組む」とのことです。

小規模事業者や、個人事業者に対して、懇切丁寧な支援とともに、相談者が必要な時に、必要な情報や相談を受けられるよう、夜間や、土・日曜日の開設など、使い易いものとするのが求められます。

さらに、「相談待ち」ではなく、市の職員や、産業支援コーディネーター、中小企業支援員と緊密に連携し、ワンストップで応じられるような、体制も求められますが、ご所見をお示し下さい。

2015年12月議会では、小規模企業の実態は、「市が主催する産業活性化推進連絡会議はじめ、企業訪問により、日常から様々な意見をうかがう中で実地把握に努める」とのことでした。

しかし、4 人以下の小規模事業所の実態は、独自に調査をしなければ、対策を講じることはできません。

「小規模基本法」は、「定期的に小規模事業者の実態を明らかにするために必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない」（第 11 条）と定めています。これに則り、独自の専門員を配置するなどし、市内の従業員数 4 人以下の小規模事業者の悉皆調査を行うことを求めます。お答えください。

次に、振興策としての具体をお伺いします。

新年度、商店街の空き店舗改造費の一部を補助する制度を拡充し、賃借料の一部を補助する制度を新たに創設する、とのこと。

店舗や住宅などのリフォームは、取り扱い品目が多く、関わる専門業者の裾野が広いため、小規模事業者への仕事発注が増加するなど、市内経済の活性化が期待されます。

制度創設以来、事業効果をどのように検証しているのか、お示し下さい。また、新年度の申請の予定件数と、経済波及効果額の試算をお示し下さい。現在、市内の空き家の抑制と利活用が問題となっていますが、空き家をリフォームし、有効活用すれば、定住促進に

もつながります。そのため「(仮) 空き家対策リフォーム助成制度」を創設し、小規模事業者の仕事おこしを講じる事を求めます。

以上についてお示し下さい。

答弁 土屋議員のご質問にお答えします。

はじめに、小規模事業者の「事業継承」についてであります。

少子高齢化の進展の中で、経営者の高齢化や後継者の確保などが課題であると認識しております。

事業継承対策として、2014 年（平成 26 年）4 月から、国の総合相談事業として、広島商工会議所において、「広島県事業引き継ぎ支援センター」が開設されております。

福山市内においても、同センターによる定期相談会が実施されており、また、福山商工会議所や、各商工会においても相談窓口を設け、相談対応しているところであります。

本市においては、そうした相談窓口の周知啓発に努めるとともに、次代を担う人材の育成を図るため、「ものづくり技術継承事業」など

に、取り組んでいるところであります。

なお、税制面では、既に相続税について、個人事業主の事業継承に係る負担軽減のための措置が図られているところであります。

新たな相談窓口として設置する「(仮称) fuku-Biz」(フクビズ)は、「エフピコリム」1階に整備し、相談体制や開設日、相談時間についても利用者の視点に立って、設定する予定であります。

小規模事業者の実態把握につきましては、中小企業支援員等の企業訪問などにより、日常から様々な情報収集などに努めているところであります。

なお、小規模企業振興基本法第11条の調査については、国の責務となっております。

次に、振興策の具体についてであります。

本市は、商店街活力向上事業補助制度による支援を行っており、空き店舗率は、2010年度(平成22年度)の制度創設時には、17.1パーセントであったものが、昨年度には、14.3パーセントとなり、2.8ポイント改善しております。

また、新年度の申請件数は、これまでの実績から、5件を想定しております。

空き家対策の具体的な施策につきましては、今後、各方面から広く意見を聴く中で、空き家発生の予防や適正管理の普及のための具体を検討し、「福山市空き家対策計画」に盛り込むこととしております。

以上